

第52号様式（第22条の2関係）

（表）

県民税利子割営業所新設等届出書

年 月 日

県税事務局長 様

所 在 地

届出者 名 称

〔特別徴収〕 代表者氏名

〔義務者〕 個人番号又は  
法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

山口県税賦課徴収条例第39条の7 第1項 第2項 の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届 出 事 項		1 営業所等の新設	2 営業所等に関する事項の変更	3 営業所等の廃止										
新 設 等 年 月 日		年 月 日	変更事項	1 営業所等の所在地又は名称 2 利子等の種類 3 利子割の納入方法										
届出に係る営業所等	所 在 地	(郵便番号 ) (電話 局 番)												
	名 称													
	特別徴収義務者番号													
利子割の納入方法	営業所等ごとの納入	利子等の種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19											
	一 括 納 入	利子等の種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19											
		一括納入する営業所等	所 在 地	(郵便番号 ) (電話 局 番)										
			名 称											
		特別徴収義務者番号												
備 考														

(裏)

注1 届出者の法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記入してください。

2 「届出事項」欄及び「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。

3 「利子等の種類」欄は、次に掲げる利子等のうち該当するものの番号を○で囲んでください。

1 特定公社債以外の公社債の利子	11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの
2 銀行預金利子	12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
4 勤務先預金等の利子	14 定期積金の給付補てん金
5 合同運用信託の収益の分配	15 掛金の給付補てん金
6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	16 抵当証券の利息
7 郵便貯金利子	17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
8 国外一般公社債等の利子等	18 外貨建預貯金等の為替差益
9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	19 一時払養老保険、一時払損害保険等の差益
10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。